

決算審査特別委員会（本審査）

令和7年11月6日（木） 議場

【町民生活部】

○高橋委員長 それでは、町民生活部の本審査に入ります。1番、平山委員。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。申請件数48件のうち墓じまいの件数は何件で、中標津墓地での墓じまいした割合というのはどの程度になるのか、また今後も墓じまいによる合葬墓埋葬数の増加が見込まれるのか教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○環境衛生係長 はい。環境衛生係長の石崎です。ただいまの平山委員の御質問に御答弁申し上げます。中標津墓地のお墓じまいによる合葬墓への改葬ですけれども、申請件数48件のうち、令和6年度の実績は13件、お骨の体数で言いますと36体となってございます。また、中標津墓地全体での割合ということですが、中標津墓地にはお墓の区画が1873区画ございます。そのうち令和6年度に墓じまいをした件数は、先ほど申し上げたとおり13区画ですので割合としましては0.7%となってございます。また、今後も増加を見込んでいるかというお話しでございますが、他の合葬墓を運用している市町村からの聞き取りによれば、運用2年目からは件数はある程度落ち着くものと聞いておりました。今年度のお話し、令和7年度のお話しになってしまいますが、令和7年10月末時点での申請件数は31件、お骨の体数で言いますと72体という実績となっております。なお、受け付け期間が11月末となってございます。運用の2年目ということもありまして、初年度ほどの申請件数とはなっておりませんが、一定数の申込み、それから事前相談なども受けている状況となってございます。今後の話しですが増加していくものとは見込んでおりませんが、一定数の申請はこれからも続いているのではないかと見込んでいるところでございます。以上でございます。

○高橋委員長 この件について、他に質問のある方いらっしゃいますか。説明員の方にお願いがあるんですが、答弁する前に挙手の際に「はい」って声を上げてください。挙手、声を上げてはいって返事していただいて、またマイクを自分の口元のほうに向けていただくようにお願いいたします。それともう一つ、令和7年度の予算執行について例に挙げられるのはいいんですけど、実数で出されると、これは来年の予算審査の話なので、余りこう具体的に令和7年度の予算の内容について参考値で上げるのは、なるべく遠慮していただきたいんですが、よろしくお願ひします。はい。次、2番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。1番同様、合葬墓について質問いたします。答弁書には合葬墓に対する町民ニーズの高さをあらわしているというふうにありますが、昨年の予特でも質問しまして、その際には受け付けないという答弁でしたが、実際運用する中で、例えば高齢者世帯等から、生前受付を希望したいというふうな問合せはなかったでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○環境衛生係長 はい。環境衛生係長の石崎です。ただいまの江口委員の御質問に御答弁申し上げます。合葬墓における生前受付のお話しでございますが、令和6年度中において生前受付の問合せ、また御相談については、時折、年に数件程度でございますが寄せられておりましたが、生前受付による申請は行っていないことを説明し御理解をいただいている状況でございます。合葬墓の建設に当たりまして生前受付の実施について検討はいたしましたが、結果として生前受付は行わないものとしており、パンフレットなどでも生前受付は行わないものとお示しをしております。生前受付の

メリットについてですが、亡くなった後の道筋を事前に決めておくことの安心感になるかと思われます。一方デメリットとしましてですけども、生前受付の申請をしてから長期間が経過しても、実際に埋葬がなく連絡が取れなくなってしまった場合の取り扱いですとか、生前受付の増加により埋葬予定数を満たてしまい、すぐに埋葬したい方のニーズに応えられなくなる可能性があるということが挙げられますので、現時点では生前受付を行う考えはございません。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。先ほどの答弁によれば、初年度は件数が多かったけれども2年目、今年以降は緩やかな申込みであるということですので、今後、高齢化率が上がっていくにつれ先ほどおっしゃられたような、自分が亡くなった先にまわりに迷惑をかけず決めておきたいというふうな方が増加されることも考えられるのではないかと思いますので、その受付の件数の状況を見ながら、将来的にはそこの部分も折に触れて検討していただきたいと思うんですが、そのような検討する余地というのは、今後考えておられますか。

○高橋委員長 どうぞ。

○生活課長 生活課長の田中でございます。ただいまの質問にお答えいたします。ただいまの石崎係長のほうから説明したとおりですね、合葬墓建設する前段、それから現在進行形、分析も含めて、生前受付の件については御答弁申し上げたとおりでございます。将来的にという御指摘でござりますけれども、これからどのような推移になっていくのか、墓じまい含めて合葬墓のもともとニーズがあったので建設したわけでございますけれども、将来的に今後3年5年、どのような推移になるかもちょっと見ながらですね、現時点で生前受付の可能性がかなりありますよというような回答はできませんが、今御指摘受けた部分に関しまして、将来的にもちろん検討する余地はあろうかと思っておりますので、引き続き御相談しながらと思っております。よろしくお願ひいたします。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問ある方いらっしゃいますか。はい。なければ次、4番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。当初予算での見込み人数と比較しまして、この条例の制定時には既にもう予定数に達していたといったというふうな答弁がございますが、この乖離、これほどまでの需要があったというその要因というのはどのようなところにあると考えられているでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○介護支援係長 はい。介護支援係長下柄棚です。江口委員の御質問について御説明申し上げます。令和6年度本格開始いたしました中標津町機能訓練事業ですが、身体機能の低下及び維持回復を図るために必要な訓練を個別対応で月水金曜日で実施し、月60件の対応で当初予算を見込んでいました。しかし、不調を訴える町民のニーズが予想以上に多く、新規受入れ枠の空きがない状態となりました。より多くの方のニーズに応えるために、火木曜日に身体状態のレベルに合わせて、2、3名で行うセミパーソナルクラス、4名以上で行うグループクラスを追加で設けて対応した結果、当初予算の見込み人数を大きく上回ったのが要因です。説明は以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。承知をいたしました。その中で当初プラットを使用するということでしたが、場所としても総合体育館の使用もしたということでありまして、これについては、本来の利用者とのその場所の支障というような部分はなかったんでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○介護支援係長 はい、介護支援係長下柄棚です。火曜日木曜日を追加で体育館を使用して、セミパ

ーソナルクラス、グループクラスを追加したということなんですねけれども、体育館の職員にもですね、資格を有してもらって、この事業のお手伝いをしてもらうっていうような話しの中だったんですけども、なかなか専門性が高いものですから、うちの理学療法須藤のほうで火木曜もグループのほう対応したということが大幅な人数、利用人数が増えたという要因だと考えています。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 11番、江口智子です。職員としては最終的には理学療法士、職員の方が当たっているということで、ここもう少し先ほど言われたようにいたら、もうちょっと多くの方にも対応できるのではないかと思うんですが、実際、このクラスにも入れないぐらいの方という需要というのは現状あるんでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○介護支援係長 介護支援係長下柄棚です。グループクラスっていう状態の方っていうのはかなり回復している状態の方がグループクラスに入っている状態なので、今江口委員おっしゃられたどの程度、もっと軽い人っていう意味でしょうか。はい。そうですね、そうなるとそこを僕らのほうでは、そこまで要望として確認は取っていないんですけども、この機能訓練事業はもともと個別に不調のある方っていうことで対応していたので、その中で改善してきた人をグループで対応して、それで改善していったら卒業と言いますか、あとはこのグループも卒業して、各自でっていうことになるんですけども、そこまでの細かい小さな不調って言いますか、そこまでの把握はちょっとしていないんですよね。よろしいでしょうか。

○江口委員 分かりました。はい。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。そうするとちょっと最終的な確認ですが、基本的には個別で始めた割と重篤な方が、だんだん回復をしてきてセミパーソナルなりグループに移行し、それである程度自分でできるようになったら終了するというふうな流れとしてはこういうものがあつて、最初からこの4名希望しますとか、2、3名希望しますっていうことではないということですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○介護支援係長 介護支援係長下柄棚です。今、おっしゃられたとおりでございます。以上でございます。

○江口委員 はい、分かりました。

○高橋委員長 他に質問はされる方いらっしゃいますか。はい。なければ8番、私、12番、高橋善貞です。照明等LED化整備事業について質問させていただきます。これは当初予算で予定防犯灯の設置灯数が844灯というふうに計画していたんですが、結局950灯に100灯以上増えているんですが、この増えた要因を教えてください。はい、どうぞ。

○交通町民相談係長 交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの高橋委員長の御質問に御答弁申し上げます。LED化整備事業につきましてですが、当初、844基のLED化工事を見込んでおりましたが、工事実施前に電気事業者におきまして現地調査のほう実施をしております。その結果、防犯灯電柱に取付けております金具ですとかバンド等の一部の資材につきまして、再利用が可能な箇所がありましたことから、事業費の圧縮、こちらが図られたため、さらなるLED化の整備促進を図るために各電気事業者とも協議を行いまして、整備する基数を当初の844基より増やしまして、950灯の整備を実施したところでございます。以上です。

○高橋委員長　はい。12番、高橋善貞です。再質問させていただきます。今の説明だと発注してから現地を調査して再利用できるものがあるかどうかの確認をして、再利用だとができるのが多くて安くなって、灯数はその分増えたんだっていう説明だったと思うんですが、これって発注してから調査をかけて現地を確認して灯数が決まってしまうって言うんだとしたら、今後もこの発注の仕方というのは続くんですか。はい、どうぞ。

○交通町民相談係長　交通町民相談係長遠藤です。LED化整備事業につきましては、当初の見込みのほうでは町内の区割りごとですね、町内を大きく区割りをしておりまして、机上でですね、地図上でエリアを分けて、その分けた地域ごとの設置予定基数を算定して当初見込みとしているところでございます。ただいま高橋委員長御指摘のとおり、現地調査については契約後に実施をしてございまして、その結果、数量の確定というふうな流れとなってございます。令和7年度につきましても同様の形となっておりまして、中標津町内をLEDの工事として区分けを行いまして、予定の基數を見込み実施し、現地調査後に実際の基數が確定するような形となっております。以上です。

○高橋委員長　はい。この件についての他に質問ある方いらっしゃいますか。はい。なければ11番、松野委員。

○松野委員　9番、松野でございます。手話通訳者が今育っているわけですけれども、その講習を受けて手話通訳者を合格した場合ですね、町としてはその方たちに受験費用とか、そういうことを支援していくとか、そういうような考え方をお持ちでしょうか。実は手話の会のメンバーが今回10人のうち7人受けているということもあったり、受かっていると。受講しているということもあつたりして、手話の会のメンバーが最近すごく多くなってきてているんですよね。それで仲間のうちからそういう方が出てくると、これからも手話通訳者として受験する方も増えてくるんじゃないかなと思うんですけども、そういうことも考えて今後どうしていくのかなというところをちょっとお聞きしたかったんですけども。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○障がい福祉係長　福祉課障がい福祉係長の瀧木です。ただいまの松野委員の御質問にお答えをいたします。通訳者試験などの資格取得に関する支援についてでございますが、手話通訳者養成講座の受講経費の一部を助成する制度を設けている自治体が道内にも幾つかあり、このような取り組みは通訳の担い手を確保するための支援策の一つであると認識をしております。こうした取り組みの必要性や今後の支援の在り方につきましては、現在、提案の準備を進めております手話言語条例において施策を推進するに当たっての検討事項の一つとし、手話の会や関係者の方々との懇談会の中で御意見をお聞きしてまいりたいと考えております。以上です。

○松野委員　はい、分かりました。

○高橋委員長　はい。この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次、19番、阿部沙希委員。

○阿部沙希委員　はい。答弁書では制度開始の経緯について触れられているのですが、病児保育の利用者のニーズに応える施策評価についてお尋ねしました。当町の病児保育を利用するにはすごく手続が複雑でして、まず役場の子育て支援課へ行って利用の登録申込みをします。これは毎年更新手続をしなければなりません。病児保育を利用したいときは、事前または当日に電話予約をニューグリーンハウス保育園へ、そして利用当日の朝に小児科を受診して保育利用可能と判断された場合に連絡票に記入をしてもらい、病児保育室に提出することで初めて利用が可能になると思うのですが、ここで1日3名程度の利用枠という制限もある中で、兄弟利用で定員が満員の日や職員不足の日、特別な配慮が必要な子どもは簡単に利用できないという実情があるのでけれども、その辺りのち

よつとハードルが高いのかなということで利用枠の拡充や書面手続の予約電子化するなどの制度の見直しの考えはあるのかどうか、お伺いしたかったです。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○子育て支援主査　子育て支援課主査の笠井です。ただいまの阿部委員の御質問に御答弁申し上げます。まず事前登録利用の申請についてなんですかけれども、事業の説明もいたします。本事業は児童の病気が回復期に至らない場合であり、当面の症状の急変が認められない場合において、病院に設置された保育室で一時的に保育する事業となっています。そのため、受入れできる症状や状況に制限があり、小児科医と協議の上、感染症や発熱初期の受入れは行わず、一定程度の症状が落ち着いて保育所の保育は可能と判断された児童の受入れを行っております。登録なんですかけれども、利用に係る手続が事前登録申請となっており、利用予約申請があるんですけれども、事前登録としているのが、住民登録の有無や課税状況を確認する必要があることから、役場での手續が必要になっております。また、利用予約申請は前日、当日なんですかけれども、なるべく前日までにお願いをしておりますが、当日の朝急変する場合もありますので、臨機応変に受入れを行い、利用後の事後申請も可能としており、保育室で申請手続も行っております。また、定員の利用児童の数ですかけれども、1日3名程度としており、症状や年齢、兄弟児の利用の状況を見て柔軟に対応しており、利用可能とされた児童は全て今受入れを行っております。年間の利用実績を見ましても、1日1名から3名程度で定員人数を超えて受入れ拒否、拒否と言うか受入れができないというふうにキャンセル、お断りしたことはございません。なので利用定員は適正と考えております。事前登録等を先ほど申し上げましたが、課税状況もあるので毎年申請となっているんですけれども、前年度に登録していただいた家庭には、年度末辺りにはまた申請書を送りまして郵送等、手續が簡略化できるような対応もしておりますので、御理解いただければと思います。よろしくお願ひします。以上です。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○阿部沙希委員　はい。2番、阿部沙希です。再質問させていただきます。利用の仕方について理解いたしました。利用の定員が1日3名で1日1名から大体3名程度で今のところ柔軟な対応で全ての子を受入れているとのことだったんですけれども、特別な配慮が必要な子ですかとか支援学校のお子さんですかとか、やっぱり人の手が必要な子に対しては、私自身は9年間1度も利用できたことがなかったんですけれども、その辺は現在は改善されているということでおろしいでしょうか。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○子育て支援主査　子育て支援主査の笠井です。ただいまの阿部委員の御質問に御答弁申し上げます。特別な支援とか配慮が必要なお子さんの受入れなんですかけれども、こちらの病児保育事業というものの受入れが回復期に至らない場合であり、そのような特別な支援が必要な方を受入れないというふうな判断はしておりませんので、職員も追加で応援できるような体制ともなっていますので、そのような方たちも利用できる体制を整えております。以上です。

○阿部沙希委員　分かりました。ありがとうございます。委員長。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○阿部沙希委員　2番、阿部沙希です。もう1点、質問させていただきたかったんですけれど、生活保護世帯の利用が年間0名というところ、いただいた答弁書の中で表の中にいたんですけれども、この利用料金の500円を払えない家庭の手續と言うか煩わしいので、兄弟をおうちにおいた状態でお母さんが働きに行くといったところも耳にしているんですけれども、そういうことは実態の把握とか役場の窓口のほうとか何か情報が入っていたりっていうのはあるでしょうか。

○高橋委員長　どうぞ。

○子育て支援主査　子育て支援主査の笠井です。ただいまの御質問に御回答します。今言われたような形の生活保護の方とか、利用料金が支払えないという形で、家庭にお子さんをおいて仕事に行かれているというような実態ということは、こちらのほうには住民からはお聞きしていないので、そのようなところ把握しておりません。以上です。

○阿部沙希委員　以上です。

○高橋委員長　はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次22番、栗栖委員。

○栗栖委員　はい。3番、栗栖陽介です。保育所費、町立保育園の管理運営費経費とか管理委託料についてなんですが、町民からの相談ですね、実際に町立保育園に利用されている保護者からの相談です。冬季の園内は室温が低く風邪が蔓延しやすい状況で、やっと治って保育園に通ってもまた風邪を引くと聞いております。風邪を引いて保育園を急に休むということは保護者も会社を急に休むことになり、会社や同僚にも迷惑かけることになると。それでまた欠勤することにより収入も減るということで、そうなると本来の保育園のあるべき福祉施設としての目的にちょっと疑問を持つてしまうということで質問いたします。まず冬季ですね、室温の管理、何度も設定しているかつていうことと暖房環境の実態ですね。どのように運営しているかということと、あと省エネ、要は節約と健康維持のバランスについて、どのように評価しているか、お聞かせ願います。

○高橋委員長　どうぞ。

○保育園管理係長　町立中標津保育園管理係長をしております村上です。先ほどの栗栖委員の御質問に対して御答弁いたします。まず、1点目の冬季の室温管理についてです。冬季の室温は厚生労働省が定めております児童福祉施設最低基準を参考にして、当園は20度から24度程度を目安として管理しております。この基準は子どもたちが快適かつ健康的に過ごすことを目的としております。2点目、暖房環境の実態についてです。暖房環境の実態については、各部屋にパネルヒーターを設置しており、その日の気温、その日の保育士からの状況報告等を考慮して調整を行っております。また、去年度の冬季にパネルヒーターの加熱が弱い箇所が数箇所ありまして、今年の5月にその箇所を修繕しております。また、それに付随して給湯ボイラーについて、平成4年に設置しており31年経過していたため経年劣化しております。それにつきましても今年8月に新規のものに交換しております。最後に省エネとのバランスについてですが、平成26年度より省エネ対策を目的に省エネルギー管理機器を設置いたしました。目的としては灯油使用量の効率化を図っているところです。これらの管理機器はボイラーの運転状況を監視し最適なタイミングで作動させる機能を持っております。これにより使用状況に応じた効率的な運転が可能になりエネルギーの無駄を防いでおります。以上です。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○栗栖委員　3番、栗栖陽介です。再質問させていただきます。それでは今年度の8月に新規のボイラーとあと弱い箇所、数箇所あったということの補修をされたということですか。それともまるつきり新しいものに今年変えたということですか。

○高橋委員長　どうぞ。

○保育園管理係長　町立中標津保育園管理係長の村上です。答弁いたします。給湯ボイラーについては、新規に新しいものを交換しております。パネルヒーターにつきましては、既存のものを業者の方に調査していただきまして、加熱が弱い箇所については既存のものを修繕しております。以上です。

○栗栖委員　はい、分かりました。

○高橋委員長　はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次23番、山口委員。

○山口委員　はい。7番、山口雄彦です。27番についても同じ質問ですので、23番と27番を合わせて質問させていただきます。保育園や児童館において、一部の部屋にしか冷房設備が設置されていないようでございますけれども、他の部屋についても設置を考えるべきとも思いますが、いかがでしょうか。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○保育園管理係長　町立中標津保育園管理係長の村上です。先ほどの山口議員の御質問に対して御答弁いたします。冷房設備の未設置箇所についてですが、冷房設備につきましては令和6年8月に各部屋に設置しております。未設置箇所の遊戯室についてですが、遊戯室全体を冷やすには空調設備の高いエネルギーを必要とします。しかし、広い空間では使用頻度の高いエリアとそうではないエリアが発生いたしますので、固定型の空調設備よりは移動式の冷風機が適切だと考えております。冷風機が必要な箇所、例えば子どもたちが集まるコーナーや特定の活動スペースのみを効率的に冷却することができるためエネルギーの無駄を減らすことができると考えております。遊戯室の中では様々な活動が行われるため、それに応じて移動させることで冷却を最適化できると考えております。また、固定設備の場合、部屋全体を均等に冷やそうとすると天井が高い空間では効率が悪くなる可能性があります。以上を踏まえて、冷房設備未設置箇所については来年度は移動式の冷風機の設置を検討しております。また、予算の関係上ちょっと難しいということであれば、その代替案としまして、冷風機があるなしに関わらず、酷暑日のときは遊戯室や外には出ず熱中症に十分気をつけ、活動内容を各部屋で行えるものにするなど対応いたします。夏季の遊戯室で活動する場合は、既存の扇風機を設置し小まめに水分補給を促し、熱中症には十分気をつけて活動いたします。遮光カーテンなどで直射日光を防ぎ室温の上昇を防ぎます。今年の夏季期間でこのような対策を取り、暑さが原因で体調不良を起こした園児は0人です。以上です。

○山口委員　はい、分かりました。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○子育て支援課長　はい。子育て支援課長の吉田です。ただいまの山口委員の御質問にお答えいたします。私のほうから児童館の部分についてお答えさせていただきます。児童館につきましては、現在、冷房設備の設置箇所については遊戯室やホールになりまして、個別の部屋は全部ついておりますが、大きい部屋がついていない状況です。面積が広く天井高も高いことから令和6年度に設置した冷房設備と同様の機器の設置は難しく、大きな冷房設備の設置が必要なことから金額的な問題もあり、遊戯室やホールへの設置は難しいと現在のところ考えております。そのため猛暑日等におきましては、冷房設備が設置された部屋での活動、町立保育園と同様の説明になりますが、での活動を中心としまして、小まめな水分補給や児童の体調管理を徹底して対応しているところでございます。しかし、遊戯室等の天井への設置等は冷房設備の設置は難しいところですが、これも町立保育園同様、床置型の移動式の冷風機というのは児童館でも有効ではないかなと考えております。冷風機の設置、来年度以降の冷風機の設置に向けて今検討しており、これからも検討してまいりたいと思いますので御理解いただければと思います。以上でございます。

○山口委員　はい、分かりました。

○高橋委員長　はい。他に質問のある方いらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○平山先生　はい。5番、平山光生です。関連で質問させていただきます。移動式の冷風機というのは多分スポットクーラー、防災でも使用しているスポットクーラーのことかなと思われるんですが、

廃熱の熱が結構課題に挙がるんじゃないかなと思うんですが、その辺のことは何か対策を考えているのでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○子育て支援課長 子育て支援課長の吉田です。ただいまの平山委員の御質問にお答えいたします。

冷風機の設置については、保育園も児童館も同じものを予定はしているんですけど、冷風機というのはスポットクーラーとはちょっと違いまして、スポットクーラーは本当に簡易的なもので廃熱も出ますけど、涼しい風は出るんですけど、扇風機よりもちょっと涼しいぐらいのイメージかなと思います。冷風機というのは水気化熱式の水を使いまして、水をその中の機械の中で気化することで、本当に冷房設備並みの涼しい空気が出ます。なので廃熱は出ません。水だけを用意して、水と電気だけ用意すればできる予定になっておりますので、ホールにおいては適しているのかなと考えております。以上でございます。

○高橋委員長 保育所もいいですか、今の答弁で。よろしいですか。はい。はい。他に質問のある方いらっしゃいますか。はい。なければ次28番、私、12番高橋善貞でございます。地域自殺対策緊急強化事業について質問させていただきます。当初の予算では講師については大学教授を予定していて、これが民間会社からの講師の派遣を行った結果なんですが、大幅に報償費、それと講師の委託料、講師を何て言うんでしょう。招致するための旅費が削減されているんです。その大学の教授と民間会社で旅費とか報償費に差がつく、そんな執行基準になっているのか、その減額になった内容について教えてください。どうぞ。

○健康推進係長 はい。健康推進係長の田中です。高橋委員長の質問にお答えいたします。まず、大学教授に対する報償費につきまして報償費に関する規定等はございませんが、講師への聞き取りなどにより相場として1公演につき5万円の報償金と交通費及び宿泊費の実費分を計上していたところです。また、民間会社につきまして講師を依頼した株式会社ここからの社内基準に基づいた講師料を会社からの請求により、法人であることから委託料としてお支払いをしています。今回大幅に減った報償費、委託料の金額なんですが、社内基準としましては1時間1万円掛ける4時間分としての4万円、遠方追加料金として2万円、お車で来られましたので高速料金とガソリン代、合わせて1万1034円。今回、宿泊を予定しておりましたが先生の都合により宿泊がありませんでしたので、宿泊費が0円として7万1034円となっております。また、講師依頼のための旅費などにつきましては電話などで御依頼ができる場合には旅費はかかりませんが、大学教授に対しては大学へ出向いて御依頼をする場合に備えて予算を計上していたところですが、今回については電話等で依頼ができたことから旅費の執行はありませんでした。説明は以上でございます。

○高橋委員長 はい。当初予算を計上するときには大学に依頼しているんじゃないんですか。通常は3月時点でその大学に対して講師の依頼をしているべきじゃないかと私は思うんですが、これは予算がついて年度が明けてから大学に依頼したりしていくものなんでしょうか。はい、どうぞ。

○健康推進課長 はい。健康推進課長の坂井です。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えいたします。3月時点で大学教授のほうで予定はしておりますが、御依頼までしてはおりませんでした。その中で相場等で1講演の5万円の報償金等を予算化した経過がございます。その後大学のほうへ電話により依頼をいろいろとしようとしましたけれども調整がつかなかったことから、他の講師を依頼するといった経過がございます。その中で法人である株式会社ここからを講師としてお願いをして、こういった経過になったものでございます。以上です。

○高橋委員長 再質問させてもらいます。大学の教授に対しては、一応、札幌まで訪問して依頼をしなきゃいけないっていうふうに当初予算のときは考えていましたと。それが都合つかなくなつた。

それで民間のコンサルにお願いして、これも電話ででしょうけど、そのコンサルの会社の社内規定の旅費を町のほうで支出する。これは町の旅費の規定というのはなくて、あくまで民間会社、コンサルに委託するときは、その会社の社内規定の旅費、宿泊費を支出するっていうそういう考え方なんですか。はい、どうぞ。

○健康推進課長　はい。健康推進課長の坂井です。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えをいたします。旅費につきましては、私どもの旅費の規定とあと実費による交通費等でございまして、社内規定の部分につきましては講師料、いわゆる謝礼金の部分が1時間1万円の4時間の講演をやっていただいたので、4万円というようなことでございます。以上です。

○高橋委員長　はい、分かりました。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ31番、栗栖委員。

○栗栖委員　はい。3番、栗栖陽介です。委託業者名、業務内容詳細などについて質問いたします。保健センター内の室温管理、例えば町立保育園と同じような省エネ設備はついているかということと、室温ですね、適温と考えられている温度は何度でしょうかということと、委託業者名、業務内容の詳細についてお聞かせください。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○管理係長　健康推進課管理係長の宮崎です。ただいまの栗栖委員の御質問にお答えいたします。ボイラーの保守点検委託業務につきましては、奥村工業株式会社に委託しております。業務内容といたしましては、年2回の定期点検と不具合が起こった場合の随時緊急点検や修理を行っているところであります。センター内の室温管理といたしましてはボイラーをタイマーで設定しております、冬季間は朝7時頃にボイラーがつくように設定をしておりまして、8時にはセンター内が暖まるようになります。その日の気温等に合わせまして随時調整を行っているところであります。以上です。

○栗栖委員　分かりました。

○高橋委員長　この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。質疑中ですがここで、14時10分まで休憩といたします。

(休憩)

○武田副委員長　決算審査特別委員会副委員長の武田開人です。これより委員長に代わり進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。36番、高橋委員長。

○高橋委員長　はい。12番、高橋善貞です。塵芥処理の委託料と運搬委託料について質問させていただきます。3点ほどまず答弁書で質問の車両のこのパッカー車の所有権者は誰なのか明確に教えていただきたいんです。それと確認しますが書いているとおりだと思うんですけど、中標津町内の燃えるごみ、可燃ごみの回収車、俗に言うパッカー車はたった3台で回しているってことで理解していいんでしょうか。それともう1点、車両更新の年次計画はまずあるのかっていうことと、予備車がない理由は一体何なのかなっていうことをまず最初に答弁お願いします。

○武田副委員長　どうぞ。

○環境衛生係長　環境衛生係長の石崎です。ただいまの高橋委員長からの御質問に御答弁いたします。まず、車両所有権者の件でございますが、本委託業務処理要領に基づき、受託者が車両を配置するものとなっており、車両については受託者側が購入した車両となってございます。また、中標津町のごみ収集に使用しているパッカー車の台数でございますが、委員長から御質問のあったとおり3台でございます。次に車両更新計画の有無でございますが、町として車両の更新計画は持っております。

ません。また、受託者側からも車両の更新計画について提出はされておりませんが、車両の個別の状況に応じて都度更新を検討していくということを確認してございます。今後の車両の配置の在り方については受託事業者とも議論した上で、収集業務に支障を来さないよう努めてまいりたいと考えてございます。また、予備車についてでございますが、最初の答弁におきまして予備車両の説明が漏れしており申し訳ございませんでした。当初の答弁では7台について記載をし報告したところでございますが、この7台に加えまして受託事業者からは予備車両として4台の報告を受けているところでございます。以上でございます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○高橋委員長 はい。12番、高橋善貞です。答弁書にナンバー224番の可燃ごみ収集車は、令和6年11月19日に登録していますと、これは新車だと思うんですが、この予算はどこの段階で、町では計上していないとしたら、このパッカー車は約500万円。大体500万円ぐらいはするというふうに聞いていますので、これは受託業者、例えば株式会社広栄だと、そこが自前でお金を出してこのパッカー車を購入しているっていうことなんでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○環境衛生係長 環境衛生係長の石崎です。高橋委員長からの御質問に御答弁申し上げます。委員長からの御質問のとおりでございまして、ナンバー224の車両につきましては、受託事業者のほうで購入をした車両ということになってございます。以上でございます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○高橋委員長 12番、高橋善貞です。この500万円というお金を受託業者が自ら出して、新車のパッカー車を購入していくと。そして古い車も持っているんです。話題も答弁書にありました。これに対して町は助成するとか町がパッカー車を購入して貸し与えていくっていう方法は取られないんでしょうか。

○武田副委員長 ただいま答弁調整中です。はい、どうぞ。

○環境衛生係長 はい。環境衛生係長の石崎です。ただいまの高橋委員長からの御質問に答弁申し上げます。車両についてのお話しでございますが、塵芥処理委託料の中にですね、車両の損料というのも計上した中で予算措置をしてございますので、町としては車両の購入等は町としてはしないということでございます。以上でございます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○高橋委員長 12番、高橋善貞です。すみません。塵芥処理の委託料の中に車両の購入費が入っているっていうことなんですか。どうもちょっと今の答弁分からないんですが。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○生活課長 生活課長田中でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。委託料の中で新車購入費用という形で見ているわけではございませんで、車両損料ですとか償却費というような形で積算をして、各車両の購入費ではありませんが、そういった経費を委託料で見ているという形になっております。以上です。

○高橋委員長 はい。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○高橋委員長 12番、高橋善貞です。購入費ではなくて車両の損料を見ているっていう今答弁だったんですが、損料計算で損料というのは、その機械を使って損失してく部分を見ていくのが損料なんですけど、その損料の考え方と500万以上する新車を購入したっていうのは、全く別の次元の話しなんですけど、損料計算をもって塵芥処理の委託料を組んでいます。その損料の中には機械の整

備費も全部入っているのが普通損料なんんですけど、それと新車を購入する購入額、違うんじゃないですかね。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○副町長 代わってお答えをしたいと思います。塵芥処理委託料の中の収集運搬委託料の中で、各車両経費については計上しているところでございますが、本車両損料につきましては、元値と言いますか、車両価格からそれぞれ減価償却年数を割り出してプラスアルファ、それぞれかかる費用、それをもとにして塵芥処理車1台当たりの経費を出しているところでございます。ですから単純に言えばもし7年で計算していれば、7年以上を使えば業者さんはその分また貯められることになるでしょうし、それ以下で償却と言うか車両が壊れてしまえば、その分は被らないといけないということにならうかと思いますが、この計算につきましてはもう既に平成6年の年からこういう形で人件費プラス車両にかかる経費ということで、車両につきましてはあくまでも減価償却費損料を対象として委託料の積算をしてまいってございますので、御理解いただければと思います。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○高橋委員長 はい。もう一度確認します。12番、高橋善貞です。損料計算でこの車両価格についてはフォローされるんだっていう、今の副町長の答弁だったんですけど、委託を受けたときから、この損料計算は逆計算ですから、減価償却と同じように耐用年数を過ぎた段階で1台買える、そういう計算で委託料は支払われているんだっていう、そういう解釈でいいですか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○副町長 ただいま御答弁申し上げましたとおり、基本的にはしっかりと耐用年数で償却、当然残存価格は残りますので、それプラスアルファで、しっかりと次の車両が更新できる経費に一応なっているとは思います。ただし実際の購入価格という部分で計算をしてるわけではないので、こちらからすれば一定の基準に基づいた車両価格をもって計算をしておりますので、実勢価格とは若干の狂いはあるかもしれません、基本的なルール上はしっかりと、その分は委託料の中で反映しているというふうに考えてございます。以上でございます。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ次の質問に参ります。38番、松村委員。

○松村委員 15番、松村康弘でございます。安全で住みよいまちづくり推進協議会の設置状況についてお尋ねいたしました。この件については、今年度3月定例会で条例の一部改正ということで提案されまして、それを反対討論をいたしまして議場の皆さんの同意を得ました。この反対討論をする前に、教育長に対して今的小・中学校においていじめの問題というのは解決されていますかということを聞いた上で反対討論を始めておりますけれども、3月定例会終わって、令和6年の年度中に令和7年の活動について議論をして予定を立てたというようなことについて、6年度は決算審査の答弁では条例に基づき設置しておりますが開催はしておりませんとなっていました。令和7年度中についてはこの協議会をなくしてもいいのではないかというふうに考えた構成員の皆さんとは違う、公募によるような、問題意識を明確に持つような人たちを公募して、令和7年度活動していくことになるのではないかと期待しておりましたけれども、この辺についてどのような今、内部の調整が進んでいるかお聞かせいただきたいと思います。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○交通町民相談係長 交通町民相談係長遠藤です。ただいまの松村委員の御質問に御答弁申し上げます。安全で住みよいまちづくり協議会、こちらにつきましてですけれども、ただいま御質問いただきました公募の人材登用という部分についてでございますけれども、本協議会につきましては管内

の犯罪情報、地域の犯罪情報等、取り扱いに注意が必要な情報を取り扱うことから、非公開の会議体となっております。また、委員につきましても本協議会の設置条例設置規則等に基づきまして、活動団体ですとか警察署の職員等の知識や経験を有する方を委員として委嘱をするものとなってございます。そのようなことから、ただいま御質問いただいております公募の人材登用という部分につきましては、現在のところ検討はしておりません。以上でございます。

○武田副委員長 はい。

○松村委員 15 番、松村でございます。そのような運営経過の結果、令和 6 年度においてはこの協議会の役割は終わったのではないかという委員の声が大勢を占めたと、そのように理解いたします。しかしながら、このような犯罪につながるような事案を事前に防いでいく、それこそが 1 番大切だと思うのですけれども、例えばつい最近も北海道内で大麻による青少年の補導 300 人近いとか、それでなくても教職員の盗撮、それをまねする子どもたちとか、このような問題は身近に起きていると考えなければなりません。そういう町民の子どもたちに働きかける、問題提起していって大麻に手を染めると必ず慢性化して中毒になってしまうんだよとか、そういうことをアピールしていく団体というのは、まさしくもってこの安全で住みよいまちづくり協議会ではないでしょうか。そもそもこの協議会は協議会自身として町長に発議ができる、そういう性格を持っています。ここでこれらの今、北海道全域に恐らく氷山の一角であって、中標津町でも起こりうる、これらの事案についてまだ他にもたくさんある可能性があるんですが、公募をして新しい感覚の協議会のメンバーを募ってみてはいかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○松村委員 副委員長。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○松村委員 はい。私は先ほどの答弁、3 月定例会の中で質問をいたしました、3 月のまだ期間が残っている間に新年度の方針について検討をしましたかという質問をいたしました。その質問に対して、秘密会の可能性があるのでしていない。つまり、令和 7 年度は何も活動の予定がないという答弁でした。この部分に私は令和 6 年度の 3 月以内にもっと踏み込んだ検討をするべきではないでしょうかと申し上げています。いかがでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○生活課長 生活課長田中でございます。ただいまの質問にお答えしたいと思います。基本的には先ほど遠藤係長のほうから御答弁させていただいた内容でございますけれども、この話しつきましては、昨年度以来の流れと言いますか経過もございます。そもそも 6 年度中に開催に至ってないということに関しては、7 年の 3 月の定例会で一部条例の改正を提案させていただきましたとおり、協議会自体の解散をするという流れもありましたことから開催には至っておりませんが、3 月中に引き続き、今後の公募も含めた突っ込んだ議論が必要だったのではないかという御指摘でしたけれども、3 月の定例会、否決されて以降、我々事務局も含めまして内部でいろいろと検討させていただきました。この会を言えば役割が終わったということで廃止の動きをした最中でございましたので、議会の議決を重く受け止めまして、どうやったら今後進めていけるのかといった中で、公募の御指摘ございましたが、やはり先ほどお話しましたとおり、公募にはなかなかそぐわないんじやないかということで、警察含めた関係者での構成されているメンバーでございますので、これにつきましては引き続き、各団体に適任を選出いただきまして、その中で会長副会長含め、また互選させていただき開催るべきかなというような現状結論に至っておりますので、今後も何ができるのか、この会が全てを網羅する会ではないと思っております。当時、残念なことに痛ましい死亡事件が起きたことを契機に協議しようということでスタートしておりますが、この 10 年 20 年、一切そうい

った話題ですとか情報提供という部分の深さは正直なかつたのかなと思っておりますが、この安住協で何ができるのか、安住協を否決されたことに伴いまして予算もございませんので、その辺りも今後課題になってくるのかなというふうには思っております。以上でございます。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続いて40番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。キャッチアップ接種による駆け込み接種につながったという、これが接種者が伸びた要因であるというふうな答弁でありましたが、このキャッチアップの周知の手段について伺います。また、駆け込み接種による体制への弊害など、人が殺到して接種に至るまで期間、待ちが発生してしまったとか期限が過ぎてしまったとか、そういうことがないか併せて伺います。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○管理係長 健康推進課管理係長の宮崎です。江口委員の御質問にお答えします。子宮頸がんワクチン予防接種のキャッチアップ接種対象者への周知につきましては、勧奨を再開いたしました令和4年度に個別で通知を送付しており、令和6年度には広報紙への折り込みチラシやホームページで周知を行ってきました。また、駆け込み接種による接種体制への弊害などはなかったかという御質問につきましては、全国的な弊害として令和6年夏以降の需要増加によりワクチンの供給が不足することが予想されたことから、国において令和6年度末までに1回目の接種を済ませたキャッチアップ対象者については、公費で全3回の接種を完了できるよう、令和8年3月末までの経過措置が設けられることとなったため、本町において接種を希望された方への弊害などはありませんでした。以上です。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。令和6年度の周知の方法としては広報とホームページという説明でしたが、今日の午前のホームページの中でも言いましたが、ワクチン接種についての周知が子宮頸がんというところのトピックはあるのかもしれないんですが、中標準、子宮頸がんワクチンで検索をするとですね、全体のワクチンのページにまず飛びます。その中で定期接種をしているワクチンと一覧がずらずらっと出てきて、子宮頸がんとRSウイルスとかは定期ではないので、ずっと下のほうに繰り下がって、やっと情報が見られるような状況になっていまして、こういったところのもう少し情報を求めている側の見やすさという部分で、ワクチンへのこの分かりやすい周知をもう少し工夫したらどうかなと思うんですが、この辺の検証というのは、担当のほうでされているんでしょうか。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○健康推進課長 はい。健康推進課長の坂井です。ただいまの江口委員の御質問にお答えいたします。ホームページの作り方と言うかにつきましては前にも御指摘がございました、見づらいと、そしてずっとスクロールして下のほうに行かなければ情報にたどり着けないというような御指摘がございましたことは承知しております。今回ですね、子宮頸がんワクチンの部分につきましては、これは言い訳なんですけれども、令和6年度いっぱい終わるということで、それほど重要視していなかったというのが正直なところでございます。今御指摘のありましたとおり、また令和8年、来年の3月まで接種経過措置が取られたということですので、今後ちょっとですね、作り込みについては検討して見やすいように作り直していきたいと思いますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○江口委員 以上です。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ続いて、41番、宗形委員。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。地球温暖化対策実行計画推進事業について質問させていただきます。答弁いただきました。その中でこの町の施策に対して具体的なCO₂削減量の把握はしていないのかということと、これ列記されていますけども、例えばJ-クレジットの収入の記載がないですけども、その理由についてまずお伺いしたいと思います。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○環境衛生係長 環境衛生係長の石崎です。ただいまの宗形委員からの御質問に御答弁申し上げます。まず具体的な二酸化炭素の排出量削減量の把握ということでございますが、町独自で令和6年度末時点での具体的な二酸化炭素の削減量の把握はしておりません。また、J-クレジットのお話しでございますが、当初の御回答しました答弁においては、生活課に関連する項目を挙げており、町全体における実績としましては、J-クレジットの取り組みもございます。以上でございます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。追加でですね、ゼロカーボンシティ宣言から2年半経過しますけども、これも予算のときに話したんですけども、町民とか企業を巻き込んで取り組んでいかないのかっていうことを再度質問させていただきます。

○武田副委員長 はい、どうぞ。

○環境衛生係長 環境衛生係長の石崎です。ただいまの宗形委員からの御質問に御答弁申し上げます。ゼロカーボンシティ宣言から2年半経過する中での今後の取り組みということでございますが、令和6年度の実績といたしましては、先に答弁した以上の内容はございませんけれども、今後は町民や企業と一体的な取り組みを行うための方針ですとか、計画づくりに向けて準備を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○武田副委員長 この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければ、続いて42番、松村委員。

○松村委員 15番、松村康弘でございます。42番の介護保険に関わる部分について質問をいたしました。決算審査表では令和6年度については、6年3月末から7年3月末にかけて認定者数で15人の増となりましたと文書で回答をいただきました。しかるに、今年3月の定例会、初日の補正予算の中では、介護保険の大幅な減額の理由が2つございます。主に2つでございますけれども、一つ目につきましては当初予算よりも介護認定者数のほうが少なかったと、このように議場で答弁をいただいている。私は文教厚生常任委員会に属しております、この9月の介護保険事業に関する代表質問の作成にも関わりました。答弁をお聞きしますと、事業者協議会の皆さんとの協議を経てというような、私たちが彼らと懇談会を開いて問題提起されたことを重く受け止めて、道内外の調査などをした結果で、この代表質問の舞台に載せているわけですけれども、それが9月段階でも同じように協議会の皆さんと協議をして検討いたしますという答弁しかいただけていない。片方でこの事業者が介護従事者が大幅に減っている現状について、3月段階、今、もう11月ですけれども、この決算審査表にもらった答弁と食い違うような状況を理事者部局の皆さんは把握していたのではないですか。その結果として、現在のこの介護保険事業、介護保険料を払っている人々にとって予定されているサービスというのは、介護保険事業によって質量ともに各自治体で違う。この介護保険料を払っている町民に対して、この現状でこのままでいいとお考えになりますか。基本的に介護保険の主催者は中標津町のはずなんです。その答弁が実際は15人の増となりました。サービス回数の調整や他の介護サービス事業に移行するなどの対応により、介護サービスを受けられなか

った方はいなかつたと認識しています。サービス回数の調整っていうことは、サービス回数の減ということですね。この介護保険事業を主催している責任というものをもっと重く受け止めていただきたいと強く思うのですけれども、御答弁いただけますでしょうか。

○武田副委員長　はい、どうぞ。

○町民生活部長　町民生活部長石垣です。私のほうから答弁させていただきます。松村委員おっしゃるように、この介護保険の問題については重大な課題だということで部局として認識してございます。また、それに向けて来年度以降、どういったことが考えられるのかというので、新年度に入りましてからいろいろと検討を進めている中でございます。具体的なお話しでございますけれども、新年度に向けてはこういった施策を打っていきたいというのは、予算のときにはもちろん協議させていただければと思いますけれども、具体的な学校との連携ですか、例えば就学資金ですか、そういったところとか、あと資格取得に向けてのですね、さらなる拡充ですか、そういったところですか、あと今、介護事業者の方で外国人材を入れているわけなんですけれども、それに対するケアとかっていうところも要望書という形で改めていただいております。その上でどういった施策が必要なのか、理事者とも来年度に向けての実施計画の協議の中でもお話しをさせていただいているので、もうしばらく形になるまではお時間をいただければと思っております。いずれにしましても、新年度に向けて何も施策を考えていない、動いていないということではないことを御理解いただければと思います。以上です。

○松村委員　はい。よろしくお願ひいたします。以上です。

○武田副委員長　この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。なければこれで町民生活部の説明を終わります。部局の入替えのため暫時休憩します。